

知多都市計画地区計画の決定（東浦町決定）

衣浦西部都市計画東浦石浜西部地区計画を知多都市計画東浦石浜西部地区計画に改め、次のように変更する。

名 称		東浦石浜西部 地区計画
位 置		知多郡東浦町大字石浜字桜見台及び藤塚の一部
面 積		約 12.2 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、J R 武豊線石浜駅の西北約 1 km に位置し、県営住宅等の計画的住宅地と既成市街地には含まれた地区である。現在、本地区では、東浦石浜西部土地区画整理事業の施行により、必要な道路・公園等の公共施設及び宅地整備が進められている。</p> <p>そこで、この事業効果の維持増進を図り、事業後の居住環境を守りつつ、秩序ある市街化を計画的に誘導し、良好な市街地の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	全体として北に低い地形であるため、低層を主体とする良好な住宅市街地としてゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	低層住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の高さの制限を行なう。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない</p> <p>イ 建築基準法 別表第二（は）項 第 1 号から第 5 号及び第 7 号に掲げるもの</p> <p>ロ 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>ハ 前各号の建築物に附属するもの（畜舎、危険物の貯蔵又は処理に供するものは除く。）</p>
	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの、かつ 10 メートル以下とする。
備 考		建築物の用途の制限の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）附則第 2 条の規定による改正後の建築基準法別表第 2 及びこれに係る施行令の規定による。

[ 区域は計画図表示のとおり ]

理由

都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するとともに、本計画書に記載されている位置の地名についても変更するものである。